

事務連絡

令和5年4月12日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

質問検査権に係る地方税法の改正等について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、個人情報保護委員会において、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ&A」が改正され、地方税に関する調査協力要請への対応および固定資産税等の質問検査への対応として、個人データを地方公共団体に提供することは、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する旨が明確化されました。（別添1参照）

また、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正され、質問検査権について、家屋の施工業者等からも図面の提出等を求めることができることが法文上も明確化されました。（別添2、別添3参照）

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

【添付資料】 質問検査権に係る地方税法の改正等について

（国交省通知文、別添1～3）

以上

【担当】 事業部 川瀬

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp